

のであつたのか。此れは疑問である。否々。私は光武の處置が矯激に失したと考へる。角を矯めて牛を殺したものと考へる。

財政組織に二大區別を置くの制度が前漢限りで終つたことは上述の如くであるが、併し此れは決して前漢に於て始めて起つた制度ではない。秦代から存在したことは秦代に於て大司農(當時治粟内史といふ)の外に少府の設けのあつたことに依つても察せられる。少府が秦代から設けられたことは、漢書百官表に其の記載のある外、史記秦始皇本紀二世皇帝二年の條に少府章邯の名があるので益確かめられる。又淮南子第三十 汜論訓にも

秦之時。高爲臺榭。大爲苑囿。遠爲馳道。鑄大人。發適戍。入芻蕘。頭會箕賦。輸于少府。

と云ひ、少府へ多くの賦税の收まつたことを述べて居る。されば秦が天下を統一した時代に此の財政制度の存在したことは殆疑を納れないが、其れならば始皇が創設したのであらうか。將又始皇以前から存在したのであらうか。恐らくは始皇の時に遽に起つたのではなく、戰國時代から既に秦國に行はれて居たと見るのが妥當であらう。併し其の起源に至つては遂に不明である。唯一つ此の制度設定の精神が宮廷費の爲に國政費を累さず、國政費の爲に宮廷費を傷つけず、互に畛域を守つて相侵さざらしめ、君主と吏民と共々利益を享けるに在つたことだけは確かであらう。

(完 結)

正 誤 表

卷 頁 行	誤	正	同	千樹菽	千樹菽
八一六一一七	府中と宮中と財政	府中と宮中との財政	同	一六四一六	千樹菽
			同	一六五一七	本作木
					本作木

同	一七〇	一六	武帝本紀	武帝紀	同	一九一	五	景帝本紀
同	一七二	九	同上	同上	同	同	一三	蠶屋縣
同	同	一三	同上	同上	同	一九二	一〇	金城・桃
同	一七三	一七	同上	同上	同	一九四	一一	宣帝本紀
同	一七四	三	夏が秋に	夏が秋に	同	二〇一	一六	高帝本紀
同	同	五	武帝本紀	武帝紀	同	二〇二	一三	武帝本紀
同	一七五	一五	鹽稅	鹽鐵	同	二〇六	五	高帝本紀
同	一七六	八	も至らなかつた	立。至らなかつた	同	九六四	一三	蕪火
同	一七七	一三	とあつて稱明白を賦いて用ゐるとある	とある	同	六八	二	蕪火
同	一七八	一五	移さなかつた	移さなかつた				
同	一七九	一六	威陽孔僅の任用も二	威陽孔僅の任用を二將軍				
同	一八〇	二	元帝本紀	元帝紀				
同	一八二	二	然らげ……事實とは見られない」を削り、「併し精密に言へば園地ばかりから、此れだけの税が擧がつたのであるまい」と改む。	併し精密に言へば園地ばかりから、此れだけの税が擧がつたのであるまい」と改む。	同	同	一七	兩漢刊誤補遺一
同	一八六	七	昭帝本紀	昭帝紀	同	同	同	費數二鉅萬一
同	同	同	宣帝本紀	宣帝紀	同	同	一一	此の鉅萬の
同	同	九	昭帝本紀	昭帝紀	同	同	九	傳列
同	同	同	光武本紀	光武紀	同	同	一七	「考工尙方東」を削る
同	同	一七	充てたのである	充てたのである	同	同	一	「困匠……であつたのか。」を削る
同	一八八	一〇	高帝本紀	高帝紀	同	同	同	前節に

正 誤 表

大花宮と所謂倭城

第九卷 二四六

同 同	一 技巧六殿	同 八四	一七 漢書卷七
同 七六	一二 可以葬者。	同 八五	以父不降見殺
同 八〇	一五 祭陽縣	同 九一	漢書卷九十下
同 同	一八 東平陵及	同 九五	盜出微二外
同 同	一九 奉高	同 九八	官の
同 同	二〇 漢郡	同 九九	宦者會丞
同 八三	使三九卿		宦者會丞
			以父不降見殺
			漢書卷九十六下
			盜出微外
			官吏の
			宦者會丞

大花宮と所謂倭城

池内宏

- 一 緒言
- 二 大花宮址
- 三 仁宗の大花宮創造と其の事情
- 四 妙清趙匡等の叛
- 五 倭城及び赤頭山城
- 六 西京包圍攻撃の經過と二城